

健康保険 被保険者 療養費 支給申請書(治療用装具) 記入の手引き

医師の指示により、治療用の装具(コルセット、弾性着衣など)を購入、装着したときや、9歳未満の小児が小児弱視等の治療を目的として眼鏡やコンタクトレンズを購入したときなどに、支給を受けることができます。

申請書は2ページです。漏れなく正確にご記入ください。

1/2ページ

2/2ページ

申請書は、家族(被扶養者)の療養費支給申請であっても、被保険者ご自身でご記入ください。

被保険者が亡くなっている場合は、相続人の方を申請者としてご記入ください。

添付書類をご用意ください。(コピーと指定していないものは、原本が必要です。)

■ 医師の「意見および装具装着証明書」等

- 「意見および装具装着証明書」に医師から記入・証明を受けるか、医療機関等が発行した「医師の意見書(同意書・証明書)および装具装着証明書」を添付してください。
- 弾性着衣等の場合は、医療機関等が発行した「弾性着衣等装着指示書」を添付してください。
- 小児弱視等の治療用眼鏡等の場合は、医師の「眼鏡等作成指示書」のコピーを添付してください。

■ 領収書

装具や眼鏡等の名称、種類および内訳別の費用額・義肢装具士の氏名(押印でも可)が記載された領収書の原本を添付してください。

■ 検査書(小児弱視等の治療用眼鏡等の場合)

「眼鏡等作成指示書」に視力等の検査結果が明記されていない場合は、視力等の検査結果のコピーを添付してください。

■ 療養費の支給申請を行う装具の現物写真(靴型装具に限る)

このほか、必要に応じ、次の書類を添付してください。

■ ケガ(負傷)による申請の場合	● 負傷原因届 ※
■ 第三者の行為による傷病の場合	● 「第三者行為による傷病届」 ※ 詳しくは協会けんぽ都道府県支部にお問い合わせください。
■ 被保険者が亡くなれば、相続人の方が請求する場合	● 被保険者との続柄がわかる「戸籍謄本」等

注1) 証明書等が外国語で記載されている場合は、翻訳文を添付してください。
(翻訳文には、翻訳者が署名し住所および電話番号を明記してください。)

注2) 協会けんぽでは、療養費の支給決定後、ご提出書類の返却はできません。

自治体等の医療費助成の際は領収書のコピー又は原本の提出の要否について事前に自治体等へご確認下さい。

※協会けんぽのホームページから印刷できます。(印刷環境がない場合は、協会けんぽ都道府県支部までご連絡ください。)

ご提出・お問い合わせ先

次ページに記入例があります。➔

保険証に記載されている協会けんぽ都道府県支部に郵便でご送付ください。(窓口でも受け取ります)

*各支部の所在地・電話番号などは、協会けんぽホームページをご覧ください。



協会けんぽ

検索

被保険者氏名 協会 太郎

5 ケガ (負傷) による申請の場合は、「負傷原因届」を添付してください。



6 治療用装具を装着した日をご記入ください。
(例)
「装具装着証明書」に記載されている装具を装着した日
※「弾性着衣」および「小児弱視等にかかる眼鏡等」の場合は記入の必要はありません。

申請内容	1 受診者	1. 被保険者 2. 家族(被扶養者)			
	1-1 家族の場合はその方の氏名	生年月日	1.昭和 年 月 日 2.平成 年 月 日 3.令和 年 月 日		
	2 傷病名	右膝関節靭帯損傷	3 発病または負傷年月日	2.平成 03 06 01 2.令和 年 月 日	
	4 発病の原因および経過(詳しく)	(原因および経過) 2. 1. 病気 5 2. ケガ → 負傷原因届を併せてご提出ください。			
	5 診療を受けた医療機関等の名称	名称	所在地	診療した医師等の氏名	
		〇〇総合病院	東京都〇〇区〇〇	〇〇〇〇	
	6 治療用装具を装着した日(診療を受けた期間)	1.平成 2.令和	年 月 日から	1.平成 2.令和	年 月 日まで
		03 06 03		03 06 03	日数 1 日
	6-1 上記の期間に入院していた場合は、その期間	1.平成 2.令和	年 月 日から	1.平成 2.令和	年 月 日まで
					日数 日
7 装具等の装着について指示を受けた日	2. 1.平成 2.令和	年 月 日	03 06 03		
8 治療用装具の金額	25000 円				
9 診療の内容	右膝用装具の装着				
10 療養費の支給申請の理由	5. 治療用装具を作成したため				

様式番号

7 装具等の装着について指示を受けた日をご記入ください。
(例)
・弾性着衣の場合：
「弾性着衣等装着指示書」に記載されている装着指示があった日
・小児弱視等にかかる眼鏡等の場合：
「眼鏡等作成指示書」に記載されている作成指示があった日

8 領収書に記載されている金額をご記入ください。

療養費(治療用装具)の支給要件等

支給対象となる治療用装具

治療用装具が療養費の支給対象となるのは、次のような場合などです。

- 1 医師の指示により、コルセット、関節固定器や義手、義足、義眼、弾性着衣などの治療のため必要な装具を購入、装着した場合(治療用装具代を全額負担したとき)
- 2 9歳未満の小児が小児弱視等の治療で眼鏡やコンタクトレンズを購入した場合(眼鏡代等を全額負担したとき)※治療用眼鏡等の更新の場合は、年齢や装着期間によって支給対象とならない場合があります。

支給額

申請書に添付された領収書等により、協会けんぽが障害者総合支援法等により定められた額に基づき計算した額(実際に支払った額を超える場合は、実際に支払った額)から、加入者が負担すべき額を差し引いた額を療養費として支給します。

実際に支払った額が、協会けんぽが障害者総合支援法等により定められた額に基づき計算した額を超えている場合は、協会けんぽが計算した額の範囲で療養費が支給されます。

実際に支払った額		協会けんぽが計算した金額と比べて超過した額は、療養費の支給計算の対象外となります。
協会けんぽが障害者総合支援法等の基準で計算した額		
一部負担金等相当額	払いもどされる額(療養費)	

ご存知ですか？

治療用装具を購入したという場合以外にも、やむを得ず保険証を提示できず自費で受診したときなど、協会けんぽがやむを得ないと認めたときに療養費として支給します。

この場合の支給申請は、療養費支給申請書(立替払等)をご使用ください。

- 1 就職後、保険証の交付を受けるまでの間に傷病にかかり、被保険者資格があることを証明できないため、自費で診療を受けたとき
- 2 近くに保険医療機関がなく、緊急を要するためやむを得ず健康保険が利用できない医療機関で診療を受けたとき
- 3 協会けんぽの加入期間に、資格がなくなった他の保険者の保険証を使用して診療等を受け、医療費の返還を行ったとき
- 4 生血液の輸血を受けたとき(保存血を輸血した場合は、原則、保険診療の対象となるため、療養費を請求する必要はありません。)